

県南広域振興局長告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和元年9月6日

県南広域振興局長 平野 直

介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371500224	株式会社みどり薬局	訪問看護ステーションみどり	奥州市水沢大町66番地	令和元年9月30日